

# ごかの お知らせ

No.579

役場の代表電話は☎(84)1111です

## i お知らせ

### 農業所得の確定申告を お願いします

毎年1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み農産物の販売による収入があった人は、確定申告をする必要があります。ただし、事業として行っていない農業（農産物を全く出荷・販売せずに、自家用の飯米や野菜のみの場合）については、申告の必要はありません。

### 【記帳・帳簿等の保存が必要です】 ○記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや経費に関する事項につい

て、取引の年月日・売上先・仕入先・経費の金額等を帳簿に記載します。

### ○帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年、その他（請求書・領収書等）は5年保存が必要です。

### 【事前相談会のお知らせ】

農業所得の申告は、収入の大小にかかわらず、申告者ご自身による収支計算のもと行うものです。収支内訳書が事前に作成されていない場合、確定申告をお受けすることは出来ません。

収支内訳書の作成が困難な方は、令和6年2月に開催予定の農業所得事前相談会をご利用ください。

※青色申告は、納税者自ら税法に従って計算し、納税する制度です。役場での申告受付はできません。

### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966（直通）

### 土地・家屋の届出を お願いします

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。年内に家屋の滅失（取り壊し）や増築・改築をされた場合、または売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合、町民税務課まで届出をしてください。

また、土地の現況地目を変更している場合にも同様です。

ただし、すでに法務局で登記を済まされている場合には、届出は不要です。

### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966（直通）

### 12月4日から10日まで は人権週間です

1948年（昭和23年）12月10日、国際連合総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行います。

人権週間に当たり、人権擁護

委員による特設の「人権相談所」を開設します。お気軽にご相談ください。

### ○開設日時 12月4日(月)

午前10時〜午後3時

### ○場所 ふれあいセンター

### 令和5年度 啓発活動強調事項

「誰か」のこと じゃない。

・女性の人権を守ろう

・こどもの人権を守ろう

・高齢者の人権を守ろう

・障害を理由とする偏見や差別をなくそう

・部落差別（同和問題）を解消しよう

・アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

・外国人の人権を尊重しよう

・感染症に関連する偏見や差別をなくそう

・ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

・刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

・犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

・インターネット上の人権侵害をなくそう

・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

・ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

・性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

・人身取引をなくそう

・震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

### ○お問い合わせ

ふれあいセンター  
☎(84)3595（直通）

### 令和6年度小学校新入学児童 に入学祝品を贈呈します

茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）のお子さんの新入学時に祝品（学用品）を贈呈する事業を行っています。

該当児童のいるひとり親家庭で、祝品を希望される方は令和5年12月20日(木)までに、お申し込みください。

### ○申込場所

健康福祉課⑥窓口

### ○お問い合わせ

茨城県母子寡婦福祉連合会  
☎029(221)7505